

吸収分割契約書

HIBC 株式会社（以下「甲」という。）及び株式会社博報堂 DY ホールディングス（以下「乙」という。）は、2025 年 9 月 11 日、以下のとおり吸収分割契約書（以下「本契約」という。）を締結する。

第 1 条（吸収分割の方法）

甲及び乙は、本契約の定めるところに従い、甲がその営む株式会社デジタルホールディングス（以下「デジタルホールディングス」という。）の株式保有事業（以下「本事業」という。）に関して有する第 3 条第 1 項所定の権利義務を、吸収分割の方法により乙に承継させる（以下「本吸収分割」という。）。

第 2 条（商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は、以下のとおりである。

(1) 甲：吸収分割会社

（商号）HIBC 株式会社

（住所）東京都千代田区九段南四丁目 2 番 11 号 アビスタ市ヶ谷ビル 2 階 C

(2) 乙：吸収分割承継会社

（商号）株式会社博報堂 DY ホールディングス

（住所）東京都港区赤坂五丁目 3 番 1 号

第 3 条（権利義務の承継）

1. 乙が本吸収分割により甲から承継する資産、債務、契約その他の権利義務（以下「承継対象権利義務」という。）は、別紙記載のとおりとする。
2. 本吸収分割による甲から乙に対する債務の承継は、免責的債務引受の方法による。

第 4 条（本吸収分割に際して交付する金銭等に関する事項）

乙は、本吸収分割に際して、甲に対し、金銭等を交付しない。

第 5 条（乙の資本金及び準備金に関する事項）

本吸収分割により、乙の資本金及び準備金は増加しない。

第 6 条（効力発生日）

本吸収分割がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、2025 年 11 月 5 日とする。但し、本吸収分割の手の続の進行上の必要性その他の事由により必要があると認める

ときは、甲及び乙が協議し合意の上、効力発生日を変更することができる。

第7条（株主総会決議）

1. 甲は、効力発生日の前日までに、本契約の承認及び本吸収分割に必要な事項に関する甲の株主総会決議（会社法第319条第1項により、株主総会の決議があったものとみなされる場合を含む。以下同じ。）を求める。
2. 乙は、会社法第796条第2項本文の規定により、本契約に関する同法第795条第1項に定める株主総会の決議による承認を得ることなく本吸収分割を行う。

第8条（会社財産の管理等）

甲は、本契約締結日から効力発生日までの間、承継対象権利義務に重大な影響を及ぼすおそれのある行為をしないものとする。

第9条（本吸収分割の条件の変更及び本契約の解除）

1. 効力発生日までの間に、次の各号のいずれかの事由が生じた場合は、甲と乙の合意によって、本吸収分割の条件を変更することができる。
 - (1) 承継対象権利義務に重大な変動が生じた場合又は生じ得ることが明らかになった場合
 - (2) 本吸収分割及び本吸収分割に付随する以下の取引の実行に重大な支障となる事態が生じた場合又は生じ得ることが明らかになった場合
 - ① 甲が営む全事業に関して甲が有する権利義務（但し、承継対象権利義務を除く。）の承継を内容とする会社分割（以下「本会社分割」という。）
 - ② 乙が公開買付者となって行うデジタルホールディングスの発行済株式及び新株予約権（第9回新株予約権及び第10回新株予約権）に対して行う公開買付け（以下「本公開買付け」という。）
 - ③ 鉢嶺登が所有する甲の発行済株式9,000株の甲から乙への譲渡（以下「本株式譲渡」という。）
 - (3) 前二号のほか、本吸収分割の目的の達成が困難となった場合又は困難となる事情が生じ得ることが明らかになった場合
2. 前項の定めにかかわらず、効力発生日までの間に、前項各号のいずれかの事由が生じた場合、乙は甲に対し通知することで、本吸収分割を中止し、又は本吸収分割契約を解除することができる。

第10条（本吸収分割の効力）

1. 本吸収分割は、本公開買付けが適法かつ有効に成立していること、本会社分割の効力が

適法かつ有効に発生していること、及び本株式譲渡が適法かつ有効に実行されていることを条件として、その効力を生ずる。

2. 本契約は、前条に基づき本契約が解除されたときは、その効力を失うものとする。

第 11 条（準拠法及び管轄裁判所）

1. 本契約は、日本法を準拠法とし、日本法に従って解釈される。
2. 本契約に関し紛争が生じたときは、東京地方裁判所地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第 12 条（協議事項）

本契約に定める事項のほか、本吸収分割に必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲及び乙が協議し合意の上、これを定める。

(以下余白)

本契約締結の証として本書 2 通を作成し、甲及び乙がそれぞれ記名押印の上、各 1 通を保有する。

2025 年 9 月 11 日

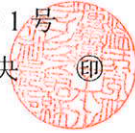
甲： 東京都千代田区九段南四丁目 2 番 11 号 アビスタ市ヶ
谷ビル 2 階 C
HIBC 株式会社
代表取締役 鉢嶺登



本契約締結の証として本書 2 通を作成し、甲及び乙がそれぞれ記名押印の上、各 1 通を保有する。

2025 年 9 月 11 日

乙： 株式会社博報堂 DY ホールディングス
東京都港区赤坂 5 丁目 3 番 1 号
代表取締役社長 西山 泰央



別紙

承継対象権利義務明細

効力発生日において乙が甲から承継する権利義務は、効力発生日の直前における次に定める甲の権利義務とする。

1. 資産

甲の所有するデジタルホールディングスの発行済株式 4,520,200 株

2. 負債及び債務

鉢嶺登からの金 3,456,292,173 円の借入金債務（但し、損害賠償債務、簿外債務、偶発債務、潜在債務及び不法行為債務は含まないものとする。）

3. 契約

甲及び鉢嶺登の間の 2025 年 11 月 5 日付金銭債務確認書に関する契約上の地位及びこれに基づく一切の権利義務

以上